

事務連絡
令和元年9月30日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会
事務局 総務課

キャッシュレスの推進施策について（追加ご案内）

平素より本会会務にご高配賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年8月27日付け日薬発第143号にて「キャッシュレスの推進施策について」通知いたしました。その中で、中小・小規模事業者（加盟店）によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」の除外される具体例として、医療の内容について記載いたしました。

その後、薬局関連事項として、同事業に参加可能な加盟店（薬局）の具体的な内容についてお問い合わせがありましたので、追加してご案内いたします。

参加可能な加盟店（薬局）は、

- ・キャッシュレス決済手段を導入する中小・小規模事業者（小売業の場合:資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主）
- ・保険薬局については保険適用の調剤は対象外（ただし、保険適用外に係る調剤、OTC薬や日用品などの消費税課税取引は対象となりますが、保険適用分と保険適用分以外を区別したキャッシュレス決済が可能であることが必要です）（その可否や具体的方法などは決済事業者によって異なるため、詳細については各決済事業者に確認が必要です）

なお、キャッシュレスの推進施策について参考となる資料（ウェブサイト）は以下の通りです。

➤ キャッシュレス・消費者還元事業（キャッシュレス推進協議会）

<https://cashless.go.jp/>

➤ 中小・小規模事業者のみなさま ～中小・小規模事業者のキャッシュレス決済の導入（端末導入や決済手数料）を支援します！～

<https://cashless.go.jp/franchise/index.html>

➤ 中小・小規模事業者向けリーフレット

https://cashless.go.jp/assets/doc/kameiten_leaf.pdf

以上、業務ご繁多な中、誠に恐れ入りますが、貴会会員に追加してご周知方宜しくお願い申し上げます。